

岩手県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和5年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	停止の内容	停止の期間
0352280036	社団医療法人法友会	介護老人保健施設白鷺	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	現在及び新規の利用者の受入れを停止すること。	令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

2 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	停止の内容	停止の期間
0352280036	社団医療法人法友会	介護老人保健施設白鷺	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	現在及び新規の利用者の受入れを停止すること。	令和5年6月1日から令和6年5月31日まで